調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
プレハブ借上げ			
		承　　認	年　月　日
		作　　成	令和　８年　７月　１日
		変　　更	令和　年　月　日
		作成部隊等名	東部方面特科連隊第２大隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，東部方面特科連隊第２大隊において新隊員教育用に使用するプレハブ施設等の借上げについて規定する

2　引用文書等

この仕様書に引用する文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり,入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお,引用文書に定める内容がこの仕様書の定める内容に相違する場合には,法令等での相違を除きこの仕様書が優先する

2.1　法令等

a)　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）
b)　建築士法（昭和２５年法律第２０３号）
c)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）
d)　消防法（昭和２３年法律第１８６号）
e)　電気工事法（昭和３５年法律第１３９号）
e)　労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）
f)　電気用品安全法（昭和３６年法律第２３４号）
g)　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和４５年法律第２０号）
h)　建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）

3　借上げに関する要求

3.1　一般的事項

a)　本仕様書及び図面に記載のない事項については，「公共建築工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）」「国土交通省営繕部監修（最新版）」による他，関係諸基準による。
b)　設計図書に示す寸法・諸元は標準とし設置現場に適合させ，事務所として使用するために必要な建築・設備の性能を満たすものとする
c)　自治体への計画通知,建築確認申請,許可申請,完了検査及び消防署等のプレハブ設置に必要な手続き等を全て実施するものとする
d)　請負業者は契約後，速やかに工程表，平面図，立面図，断面図，施工図，設備図を監督官に提出し，承認を受け，承認を受けた設計図面は，承認図として提出すること
e)　本仕様書と図面の記載事項に相違があるとき，明記されていない時，又は疑義を生じた場合は，すべて監督官と協議する
f)　技術上当然施行すべき事項については，請負者の責任において実施するものとする
g)　現場は，作業員以外の人員が立入りしないような処置を講じるとともに，資材等の管理を行うこと
h)　現場の納まり，取り合わせ等により軽微な変更の必要性が生じた場合は監督官と協議し，その指示により協議する。ただし，原則として請負金額の増減，工期の延長はしないものとする
i)　本役務により発生した発生材は請負業者が関係法令に基づき適正に処分する

j)　請負業者は現場代理人及び管理技術者を指名し，関係諸法令に従い本役務の施工計画の作成，工程管理，品質管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に，常に整理整頓を行い，特に危険箇所の点検を行う等の事故防止に努めること。なお，設置期間中の災害等対処は，請負業者が自らその責を負う

k)　設計図書に示された機能及び目的を満たし，施工に当たって当然必要と思われる事項は請負業者の責任において実施すること。また施工中，既存施設等に損傷を与えた場合は，請負業者の責任において復旧する他，損害を補償しなければならない

l)　役務写真は着工前，完成後，隠蔽となる箇所，主要な工程段階の状況，その他監督官の指示により計測等を実施した箇所の写真を撮影し写真帳（Ａ４版）に整理して監督官に提出すること。また設置完了した場合は速やかに整理して監督官に提出する

m)　作業等に必要な電力及び給水は，官給しないものとし，電気は発電機，給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし，前記要領で使用できない場合は官側と調整し，メーター等を取付け，使用量に応じた料金の支払いにより使用できるものとする

n)　引渡しに際して，部隊の代表者に当該物件の主要な設備等について，取扱説明を実施し，併せて主要な設備の取扱説明書，必要な器具等及び鍵箱との引渡しを文書にて実施すること

o)　リース期間中の使用者側の取扱不備以外に起因する故障（照明の球切れ含む。）については，契約業者の負担で速やかに修理するものとする

3.2　**役務内容**

3.2.1　**借用期間**

a)　借用期間　令和９年４月１日～令和９年１０月２９日

b)　解体撤去　令和９年１０月２８日～令和９年１０月２９日（細部は官側との調整による）

3.2.2　**借用内訳**

番号	品　名	規　格	数　量
1	７連ハウス	配置は付図１ 規格は付図２ 単棟規格　奥 7.2m以上　幅 2.1 以上　高さ 2.7mを基準とするも各業者側の規格に変更可能（官側と調整）	１式
2	空調機	壁設置型	４台
3	プロジェクター	エプソン　EB-S05　または同等のもの	１台
4	スクリーン	１００インチ（基準）	１台

3.2.3　**設置場所**

栃木県宇都宮市茂原１－５－４５　陸上自衛隊宇都宮駐屯地

3.2.4　**各種手続き**

自治体への計画通知，建築確認申請，許可申請，完了検査及び消防署等のプレハブ設置に必要な手続きの実施は請負者の負担とする

3.2.5　**基礎作業**

a)　基礎様式は，特定行政庁等の基準を満たす構造とする

b)　基礎工事において，地盤改良が生じた際は別途官側と協議するものとする

3.2.6　**土木作業**

a)　雨水排水は既設の雨水側溝までの流れを考慮すること

b)　排水不良が予測される個所については水はけ石の設置を実施

3.2.7　**建築作業**

a)　仮設本体は請負会社の標準仕様とし，プレハブ又はユニットハウスとする

b)　壁材は芯材にウレタンフォーム等断熱性がある物を使用するものとする

c)　入口は２箇所（踏み台及び庇の設置），窓の数は，各２箇所設置（入口部を除く）する（細部位置は図２による）

d)　各入口及び窓にはカーテンレール及びカーテンを設置することを基準とする

e)　各窓には網戸を設置すること

f)　各室の天井の高さは２．４００ｍｍ以上を基準とする（細部不明な点は監督官に確認すること。）

g)　各入口は鍵を設置し，それぞれ違う鍵とし，予備鍵を４本用意する

h)　建物排水のため樋の設置

3.2.8　**電気作業**

a)　電源は監督官の指示する場所から配線する

b)　配線は一次側配線，二次側配線共に請負業者で実施するものとし，細部は監督官調整の後決定する

c)　ケーブルは人が触れる範囲については保護管等を設置し，安全に留意する

d)　変電所を地上に設置する場合は，柵等の囲いを設置し，不用意に立入りが出来ない処置をする

e)　使用する配管及び器具類は，ＪＩＳ規格品を使用し隠蔽部での接続は，接続箱の中で行い絶縁を確実に行うものとする

f)　分電盤内には遮断機を設置する

g)　連棟のプレハブに室内照明設備は３６箇所の照明を設置

h)　電灯については，３６箇所を基準するが床面高７０センチにおいて６００ルクスを基準としてＬＥＤ等の利用により当該基準を満たす場合は３６箇所より減ずることができる

i)　連棟のプレハブ内に，２口コンセントを１６箇所以上の設置を基準とする

j)　空調機用のコンセントは，空調機設置位置にそれぞれ必要なコンセントを設置

3.2.9　**設備作業**

a)　プレハブ各棟には，換気設備を設置

b)　空調機については，棟に２００Ｖ　５馬力を４台設置

c)　空調機設置後，機能点検等を実施し，監督官の確認を得る

d)　空調機測定結果報告書を官側に提出（絶縁抵抗・接地抵抗）

e)　室外機固定ブロック及びＤ種接地の設置

3.2.9　**消防設備**

プレハブに必要な消防設備は，請負業者が所轄消防署と調整するとともに請負業者の負担において設置

3.2.10　**借用・返納時の燃料**

借用時の燃料は満タンとし，返納時の燃料は官側で満タンにする

4　**品質保証**

a)　経年による自然損耗においては，請負者の負担において修復するものとする。

b)　自衛隊の責に帰すべき理由により，損傷を与えた場合は自衛隊の負担において修理するものとする。

c)　天変地変において，機能を発揮できない状態になった場合においては，検査官と速やかに調整を行い，無償での破損の対応を請負者は行うものとする。

d)　監督及び検査は，契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

5　**その他の指示**

5.1　**要求事項**

契約の相手方に対する要求事項は，次による。

a)　不具合発生時の対応が出来る体制の保持

b)　設置撤去作業中の労働災害に関する保険への加入

5.2　**安全管理**

現場周辺は，工程に応じた警備員の配置，関係者，歩行者の安全確保及び車両の事故防止に徹する事

5.4　**保全**

a)　駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入手続を行うものとする。

b)　駐屯地の中での作業を行う場合、駐屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を厳守して行うものとし、作業地域以外への立入を禁止（なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行うものとする）

c)　契約の相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間接に関わらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表等は防衛省の承認なく実施を禁ずる
　また、本契約終了後も同様とする

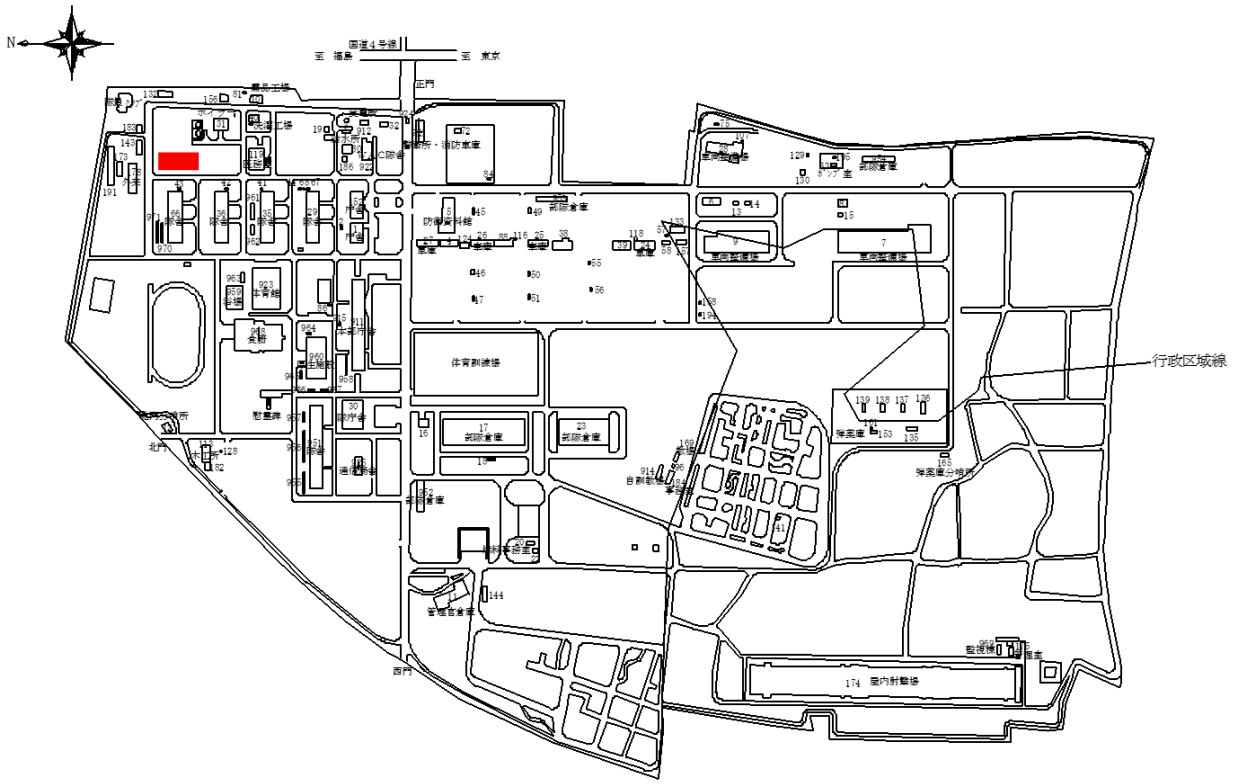
d)　契約相手方は，委託業務により知り得た知識，情報等について，ほかに漏えい又は転用してはならない

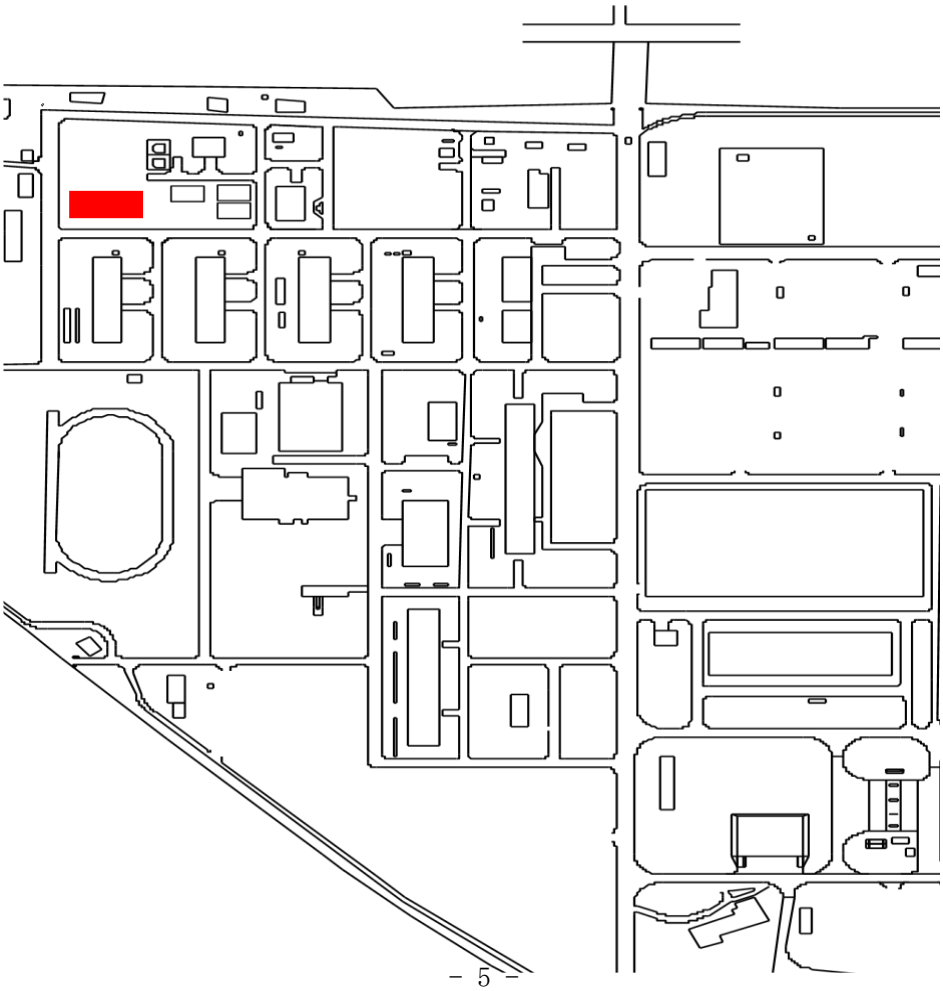
5.5　**仕様書に関する疑義**

この仕様書に関する疑義は，契約担当官を通じて実施する。

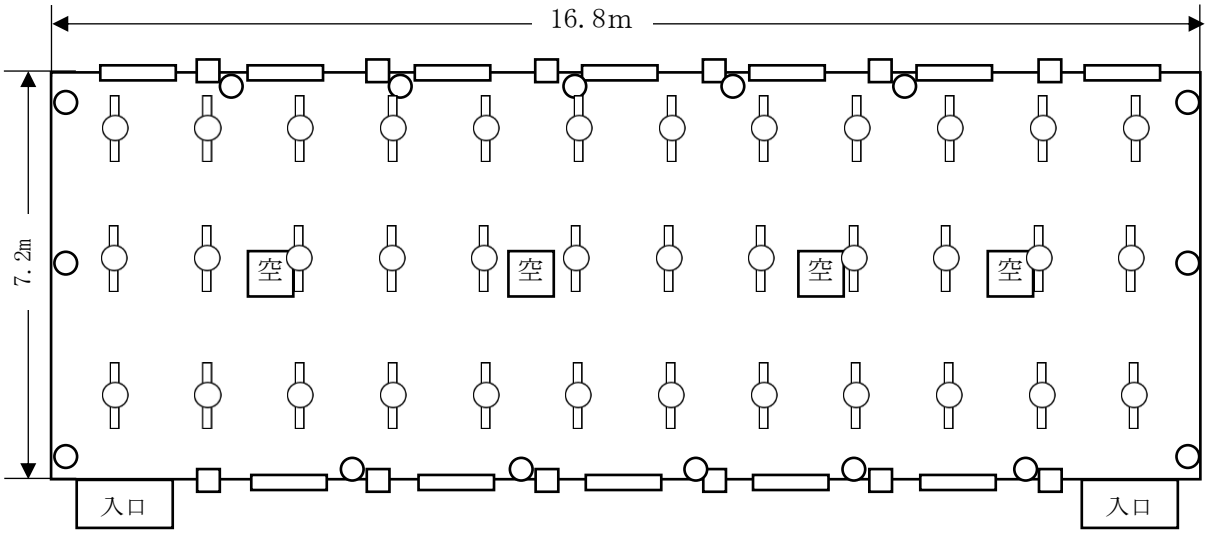
付図１

宇都宮駐屯地配置図





平面図



照明具

コンセント

立面図

